

シルバーカーの検査マニュアル

制定 昭和63年 2月 5日
改正 平成12年 9月15日
改正 平成15年 9月 1日
改正 2009年 2月 1日
改正 2010年10月 1日
一般財団法人 製品安全協会

I. この検査マニュアルは、「シルバーカーの認定基準及び基準確認方法 2010年9月1日制定」に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、この検査マニュアルに疑義が生じたときは当該関係者、製品安全協会及び委託検査機関等によって検討するものである。

II. 安全性品質

1. (1) 認定基準

- ・「仕上げは良好」とは、外観上の変形、表面損傷などが無い状態をいう。
- ・「人体に触れる部分」とは、折りたたむ時や持ち運ぶ時に手で触れる可能性のある部分をいい、座面やフレーム等の裏面のボルト・ナット等の手が触れる可能性のある部分も含む。

1. (2) 認定基準

「著しく突出していない」とは、被服などが容易に引っかからない形状であること。

1. (4) 基準確認方法

- ・「使用中容易に緩まない構造」は、7.走行耐久性試験を行ったとき、調節部が緩まないことを確認する。

1. (5) 基準確認方法

- ・折りたたむ方向に約100Nの力を加えた後、外れたり、折りたたまれたりしないことを確認する。
この時に、車輪が浮く場合は車輪部を固定して行う。
また、①～④の状態にしたときに100Nの力を加えて、折りたたまれないことを確認する。なお、⑤については、バッグに積載荷重相当の重りをいれて、ハンドルと前方フレームを持ち上げて確認する。

①図1aに示すように座面の上方から力を加える。

②図1bに示すように、前車輪を壁等に押し当てた状態でハンドル前方に力を加える。

③図1cに示すように、前車輪だけを持ち上げるようにハンドル下方に力を加える。

④図1dに示すように、後車輪だけを持ち上げるようにハンドル上方に力を加える。

⑤図1eに示すように、ハンドルと前方フレームを上方に持ち上げる。

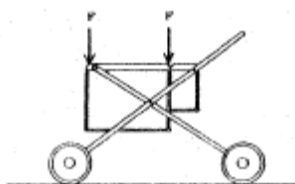


図1a

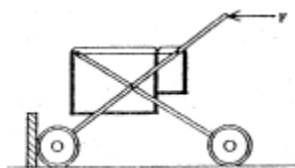


図1b

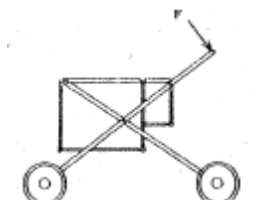


図1c

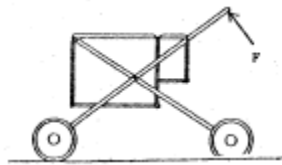


図 1d

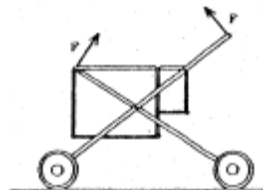


図 1e

1. (6) 基準確認方法

- ・ 1. (5) 基準確認方法を行ったとき、座面が外れたり、折りたたまれたりしないことを確認する。

1. (7) 基準確認方法

- ・ ストップをかけた状態で本体を数回前後に動かしたときに、車輪が容易に回転しないことを確認する。

1. (8) 基準確認方法

- ・ ハンドブレーキは次の箇所に 70N の力を加え、本体を数回前後に動かしたときに車輪が容易に制御できるかを確認する。なお、70N の力に満たないものは、操作できる最大の力で行うものとする。

- ① 図 2a に示すように分離式ハンドルにハンドブレーキが付けられているものは、ブレーキレバー端部から 25mm の箇所に 70N 力を加える。
- ② 図 2b に示すように一体式ハンドルにハンドブレーキが付けられているものは、説明書に記載された箇所に力を加える。また、とくにブレーキ箇所が明示されていないものはブレーキレバーの中央に力を加える。

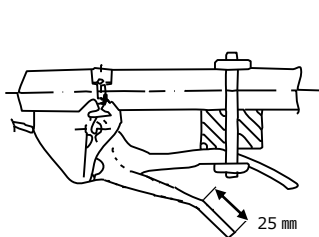
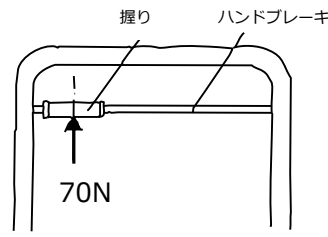
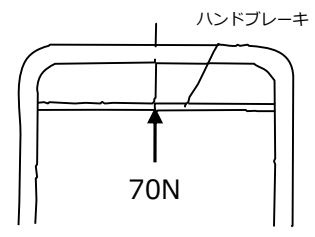


図 2 a 分離式ハンドル



握る箇所が規定されているもの



握る箇所が不明確なもの

図 2 b 一体式ハンドル

1. (9) 認定基準

- ・ 「可動防止のための措置」とは、キャストの動きを防止（抑制）するストップ等が付けられているものをいう。

1. (10) 基準確認方法 I

- ・ 水平な床上で約 5m を通常の歩く速さで直進させたとき、使用上支障のある車輪の著しい振れがなく、直進性を妨げる偏りがないことを確認する。
- ・ この試験は 6. (1) トルク試験後に行うものとする。

2. (1) 基準確認方法

- ・ ハンドルのグリップ部の直径は、図 3a 及び図 3b に示す箇所を測定する。
- ・ スケール等とは、ノギス又はこれと同等以上の精度を有するものをいう。

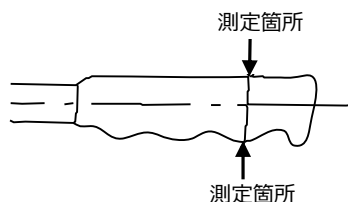


図3 a グリップ部の直径測定箇所

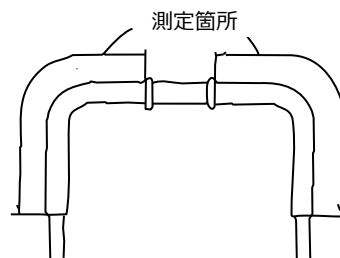


図3 b 一体式ハンドルの直径測定箇所

2. (2) 基準確認方法

- ・測定は、全車輪について行うものとする。
- ・スケール等とは、ノギス又はこれと同等以上の精度を有するものをいう。

2. (3) 基準確認方法

- ・測定は、無負荷の状態で座面の中央部付近を測定する。
- ・スケール等とは、ノギス又はこれと同等以上の精度を有するものをいう。

3. (1) 基準確認方法

- ・ 載荷重相当の重りは、載荷重相当の質量の砂袋で試験を行うものとし、砂袋の詰め方は、図4に示すようにバックの底から約15cmの高さまで発泡スチロールをほぼ等分布に詰めて、その上に砂袋をほぼ等分布になるように入れる。ただし、バックのふた（座面のふたを含む）まで砂袋が上にはみ出すものは、発泡スチロールの高さを砂袋が出ない高さまで調節(15cm以下)する。
- ・ 傾斜板の表面荒さは、ラワン合板又はこれと同程度の荒さを有するものであること。また、傾斜板の強度は、バッグに載荷重相当の重りを入れた製品を載せたとき、著しいたわみを生じない構造であること。
- ・ キャスタ機構を有するものは車輪の向きを直進状態に調節し、可動防止装置を講じた状態で試験を行う。以下キャスタ機構を有するものの試験条件は同様とする。

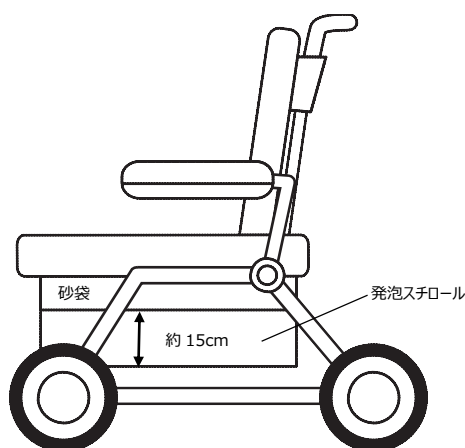


図4

3. (2) 基準確認方法

- ・ 試験は水平・平坦な床面上で行うと。
- ・ 力は重りをハンドルに加えるものとし、衝撃力がかからないように、かつ本体フレームに触れない状態で加える。
- ・ 分離式ハンドルのものにあつては、力は図5aに示すようにハンドグリップ後端から30mmの箇所に加える。なお、ハンドグリップ後端が明確でないものは、図5bに示す

ように端から 10mm 内側を後端とする。また、端部が図 5c のように曲がっているものは、直線部分の端部から 30mm の位置に力加える。

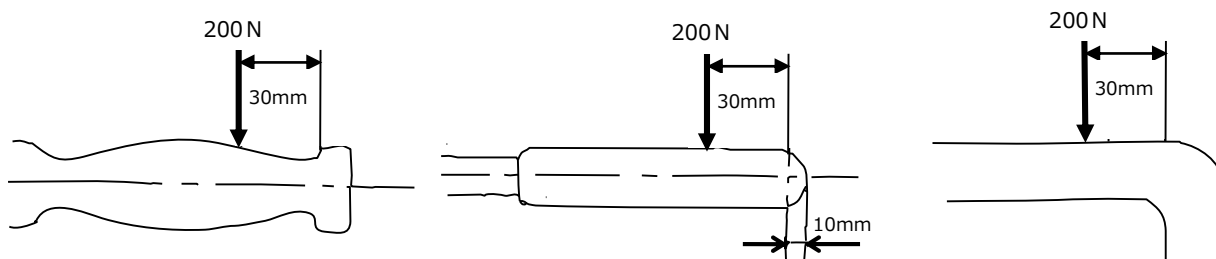


図 5 a 後端が明確なもの

図 5 b 後端が明確なもの

図 5 c 後端が曲がっているもの

3. (3) 基準確認方法

- ・試験は水平・平坦な床面上で行う。
- ・当て板の大きさは直径約 1()0ⅢⅢの木製円盤で十分剛性があること。
- ・力は重りで加えるものとし、原則として図 6a 及び図 6b に示す位置に加える。
- ・また、付加位置の詳細を図 6c に示す。なお、座面の構造により本体フレーム部に適切に力が加えられないものにあっては、実際の使用時に力が加わる箇所とする。

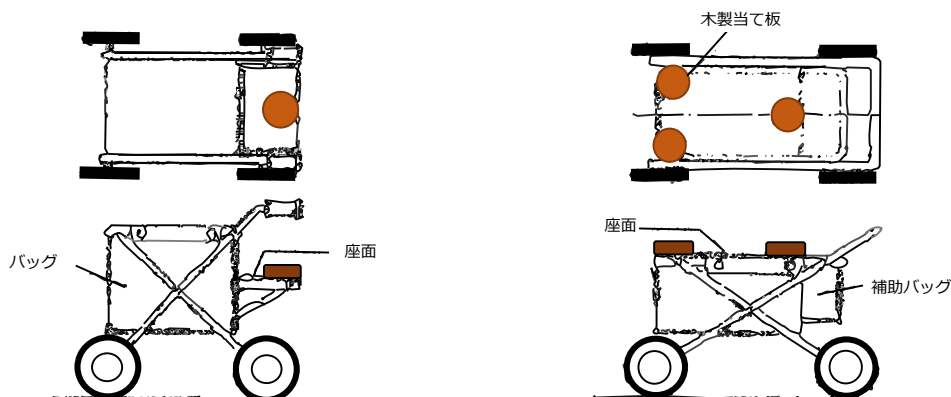


図 6 a 補助的に座面が付いているもの

図 6 b バッグ全面が座面のもの

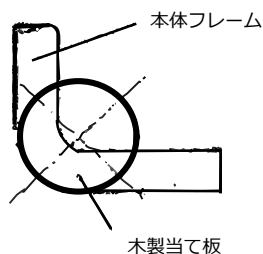


図 6 c 力の負荷位置の詳細

4. 基準確認方法

- ・傾斜板は 3 □ 1) 基準確認方法と同様とする。
- ・シルバーカーは前輪を下方に傾斜面に対して平行に置く。このとき、平面を傾斜させる蝶番の中心軸を結ぶ線に対して平行とし、使用時に移動する方向を中心軸に対して直角とする。

- ・質量 60kg の重りは、座面の中央付近に載せる。

5. 基準確認方法

- ・傾斜板は 4. 1) 基準確認方法と同様とする。
- ・質量 6kg の重りは製品本体に触れることがなく、位置はハンドルの中央部に力を加える。
なお、分離式ハンドルのものは 2 つのハンドルをバーにより結び、バーの中央部に力を加える。
- ・ハンドブレーキは 1. (8) 基準確認方法と同様の方法で操作する。
- ・傾斜板での自然滑走する力の測定は図 7 に示すように行う。なお、滑走力の測定はバネばかりなどで測定してもよい。

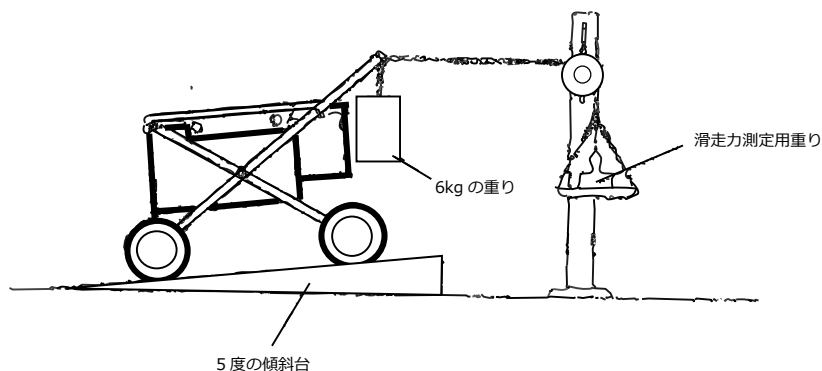


図 7

6. (1) 基準確認方法

- ・本体は試験中に移動しないように、確実に車輪部を固定する。
- ・ハンドルへのバーの取り付けは、トルクをかけるときに緩まないように確実に固定する。
- ・力を測定するときはバネばかりなどで測定する。
- ・試験後に 1. (10) 基準確認方法により確認する。

6. (2) 基準確認方法

- ・試験は水平・平坦な床面上で行う。
- ・当て板の大きさは直径約 200mm の木製円盤で十分剛性があること。
- ・試験は原則として荷重試験機で行うものとし、力は座面の中央付近に加え、かつ、衝撃力がかからないように行う。

7. 基準確認方法

- ・最初の 10 分間はハンドルに力を加えず、バッグに重りを入れずに状態でドラムを回転させ、固定用のロックの緩みを確認する。
- ・ハンドルへの力の負荷は、一体式ハンドルのものはハンドルの中央部に力を加え、分離式ハンドルのものは、2 つのハンドルをバーにより結び、バーの中央部に力を加える。
- ・車輪の保持は、前輪又は後輪が段差を越えるときに上下動するのを阻害することがなく、試験中にシルバーカーの前後左右への著しい横ぶれがないように行う。

8. 認定基準

- ・「耐食材料」とは、ステンレス鋼、アルミニウム合金等をいう。

- ・「防せい処理」とは、めっき、塗装等をいう。

9. 基準確認方法

本体に取り付けている付属品は、100N の力で引っ張ったときに破損、外れなどが無いこと。

表示及び取扱説明書

1. 表示

- ・(5)及び(6)は、表示の最初に記載し、かつ、認知しやすいものであるかを確認する。
- ・「品名」の文字は省略してもよい。(シルバーカーは記載すること。)
- ・(7) a)ロックの色については、ロック部に容易に剥がれにくいシール等を用いてもよい。

2. 取扱説明書

- ・購入前の情報提供として、取扱説明書とは別に、(2)品名及び(3)使用対象者について記載したものを添付すること。なお、これについてはA5版以上、又は取扱説明書の表紙と同等以上の大きさのもの(折り畳んだものは折り畳んだ状態の大きさ)に記載したものを添付すること。
また、取扱説明書等と一緒に添付する場合には、透明の袋等を用いて外側から全文が見えやすいようにすること。
- ・購入前の情報提供として、カタログ、自社のHP等に目立つように掲載することが望ましい。